

議員提出議案第5号

性犯罪・性暴力への対策強化を求める意見書

上記の議案を朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

提出者	朝霞市議会議員	野本 一幸
賛成者	朝霞市議会議員	利根川 仁志
賛成者	朝霞市議会議員	斉藤 弘道
賛成者	朝霞市議会議員	田辺 淳
賛成者	朝霞市議会議員	黒川 滋
賛成者	朝霞市議会議員	佐久間 ケンタ

朝霞市議会議長 様

性犯罪・性暴力への対策強化を求める意見書

性犯罪・性暴力の根絶に対する社会的気運の高まりから、平成29年6月には110年ぶりとなる性犯罪に関する刑法改正が実現しました。

改正法では、強姦罪から強制性交等罪への名称変更、3年から5年への懲役下限引き上げ、親告罪が非親告罪になるなど画期的な法改正ではあったものの、改正当初から改正内容が不十分との議論があり、衆参両院から多くの付帯決議がなされたことから、施行3年後の見直し規定が盛り込まれた経緯があります。

内閣府の調査では、我が国において女性の13人に1人、男性の68人に1人が無理やり性交された経験があると答えています。一方、平成30年に警察が把握した強制性交等事件数は1,307件であり、無理やり性交された経験があると答えている人数割合と比較すると、非常に低い認知件数であることから、被害に遭っても警察に届けづらい環境があると考えられます。

また、警察に届けたとしても多くが不起訴となる現状で、平成30年起訴件数は492件、不起訴件数760件、起訴率は39.3%となっています。この低い起訴率によって、法改正後も実態に大きな変化がないという指摘があります。

このような状況からも、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、性犯罪・性暴力への対策強化に取り組むことが急務です。

国においては、被害・加害の実態や被害者心理などを十分に踏まえ、刑事法の在り方や運用の検討、再犯防止、被害者支援、性犯罪・性暴力根絶に向けて性教育の充実を含む教育啓発の各観点から幅広く議論し、性犯罪撲滅に向けて更に一步を踏み込むことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

埼玉県朝霞市議会議長 石原 茂

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
法務大臣	上川陽子様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	橋本聖子様